

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由利本荘市長 湊 貴信

市町村名 (市町村コード)	由利本荘市 (05210)
地域名 (地域内農業集落名)	矢島地域 (川辺・木在・立石・城内・七日町・元町・新荘・坂之下・荒沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月6日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・認定農業者等の地域内の農業を担う者は119人であり、そのうち拡大意向のある者は18人(4法人)、その面積は105.5haである。担い手の中でも高齢化が進み面積拡大する意向の者が少ないのが現状。離農や縮小意向の農家が12人となっており今後不作付け地が増えて行くことが見込まれるが、受け手となる農家の確保のほか、水利関係や小規模区画の改善などの条件を整える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・稲作を中心に、稲作に不向きな条件の農地ではアスパラガスやネギなどの野菜、りんごやシャインマスカットなどの果樹を作付けするなどの営農形態を継続。肉用牛を飼養する水稻農家もあり、複合経営の維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,209 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,209 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・営農可能な農地を選別し、地権者を含めた情報共有を行いながら、農業委員及び農地利用最適化推進員と調整し、農地バンクを通じ集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・貸付意向のある農地について、農地バンクを活用し、担う者への集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・狭小な区画の解消や水路の整備など、取り組み可能な農地の選別を行いながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外にかかわらず、新規就農者の積極的な受入れを図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・無人ヘリコプターによる病虫害防除

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				